

米沢市教育委員会 会議録

令和7年12月4日(木)

開会 午後 2時30分

閉会 午後 2時55分

1 出席委員等

教育長	佐藤 哲	委 員	神尾 正俊	委 員	我妻 仁
委 員	渡邊 美智子	委 員	伊藤 綾子		

2 出席職員

教育管理部長	土田 淳	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	遠藤 秀一	社会教育文化課長	高橋 允
社会教育課主幹兼課長補佐	伊藤 昌明	スポーツ課長	高橋 稔
学校教育課長	須貝 洋介	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐兼総務主査	米原 裕美	教育総務課上席専門員	森谷 幸彦

3 傍聴人の有無 無

4 会議録の承認

令和7年11月7日開催分

5 議事

議第49号 臨時代理による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見の申出の承認について

議第50号 米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定に係る意見について

6 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっている。本日の会議は、非公開にすべき案件はないと考えられるので、会議を公開としたいと思うがご異議ないか。
——異議なし——

教育長 本日の会議は公開とする。次に会議録の承認であるが、前回11月7日開催の会議録についてご承認いただけますか。

――会議録の承認――

教育長 本日の会議の会議録署名委員として伊藤委員を指名する。議事に入る。議第49号臨時代理による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見の申出の承認について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 ——資料により説明——

教育長 ご質問等いかがですか。なければ議第49号臨時代理による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見の申出の承認について、ご承認いただいてよろしいですか。

――異議なし――

教育長 ご承認いただけます。次に、議第50号米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定に係る意見について、事務局から説明をお願いします。

教育管理部長 ——資料により説明——

教育長 ただいま事務局から示された二つのパターンのどちらかを選択し、また、必要があれば追記などを行い、市議会議長に回答することになる。ご質問、ご意見等いかがですか。

神尾委員 先日開催された総合教育会議において、私から市長に対し「文化、スポーツ分野が市長事務部局に移管された後も、生涯学習及び社会教育分野との連携を密にしていただきたい。」とのお願いをさせていただきました。また、他の委員からも同様のご発言があったと記憶している。それらの意見は、この度、ご提示いただいたパターン2に付されている意見に集約されていると思うので、私は、パターン2の文書をもって教育委員会の意見とし、市議会議長に提出いただきたいと思う。

渡邊委員 先日の総合教育会議は、都合により欠席させていただいたが、後に送付いただいた議事録により、各委員から出されたご意見を確認させていただきました。それらの意見がまとめられているのがパターン2の文書であると思うので、私としてもパターン2でお願いしたいと思う。市長事務部局と教育委員会が担うそれぞれの行政分野は、まったく関連がないわけではなく、互いに手を取り合いながら進めていくものであり、そのことにより教育行政のみならず市政全体の発展が図られるということがパターン2には記されている。また、意見文末の「強く要望します。」という文言にも共感を覚えた。

我妻委員 お二人の委員と同様、パターン2がよい。

伊藤委員 私も、総合教育会議の意見が集約されているパターン2をお願いしたい。

教育長 他にご意見等いかがですか。追加すべき文言等はないですか。

我妻委員 渡邊委員から、パターン2の意見の最後に記載のある「強く要望します。」の

「強く」という部分に共感したとのご意見があったが、公的な文書なので「強く」を記載する必要はないのではないか。「強く」という表現は、要望を受け入れていただけない可能性がある場合にあえて付けるものと考えられる。市長事務部局としても教育委員会の考えは十分に理解されていると思うので、個人的には「要望します。」だけでよいと思う。

教育長 ただいまのご意見について、あえて「強く」と記した意図はどのようなものであったか。このような文書で「強く」という文言を使用することはあるか。

教育総務課長 渡邊、我妻両委員のご意見は、それぞれおっしゃるとおりである。総合教育会議における委員の皆様からのご意見を踏まえ、文化、スポーツ分野の市長事務部局移管後も教育行政の発展と安定のため、連携が遮断されることなく安定的に進めていただきたいという教育委員会としての強い思いを表現したものである。ただし、これは必ず記載したいというものではないので、本日の会議の決定に従いたい。

渡邊委員 教育委員会としての思いは強いものの、我妻委員がおっしゃるように事務移管に当たっての連携の維持が前提としてあるのであれば、「強く」という表現はなくともよい。

神尾委員 総合教育会議の際、市長から「事務移管後も連携を図っていくことは当然のことである。」という旨の発言があり、この意見に記されていることは市長も承知されていると思うので、「強く」は削除してはどうかと思うが、教育長の判断に任せたい。

委員一同 教育長に一任する。

教育長 これまで数十年にわたって教育委員会で続けてきた事務が、市長事務部局に移管されるという大きな事案であるので、あえて「強く」を残し、「強く要望します。」として意見を提出したいがどうか。

委員一同 異議なし。

教育長 他にご意見等いかがか。なければ議第50号米沢市教育に関する事務の職務权限の特例に関する条例の設定に係る意見について、パターン2の文書を原案どおり回答することでご承認いただいてよろしいか。

————異議なし————

教育長 ご承認いただいた。次に、4のその他について委員の皆様からいかがか。

神尾委員 二つほどお聞きしたいことがある。一つ目として、最近の市内小中学校におけるインフルエンザの感染状況を伺いたい。二つ目は、通学路の安全確保に関する事である。東一丁目地内のサクサテクノやフジクラ電装西側の道路を、旧第五中学校区に住む第一中学校の生徒が通学路として利用しているが、通学時の交通安全を啓発するため、この道路沿線三か所に「この道路を第一中学校の生徒が通学するので安全運転にご協力ください」という内容が記された立て看

板が設置されている。この看板は、米沢駅前の商店等で組織する東部商和会が設置したものなのだが、市民から「生徒の通学に関する看板なので、本来であれば教育委員会が設置すべきものではないか。」とのご意見をいただいたので、この看板設置の経緯を教えていただきたい。また、同地内の万里橋東側の丁字路にあるコンビニエンスストアから北側に伸びる道路の整備計画に関する説明会が、最近、開催されたようであるが、その中で「生徒の通学時における安全確保のため、早期の道路整備をお願いしたい。」との要望が出され、出席した市担当課からは「教育委員会とも連携して」との回答があったと参加者から伝え聞いた。については、この道路整備に関して、教育委員会事務局はどこまで承知しているか、また、どのように関わっているのか伺いたい。

学校教育課長 インフルエンザの感染拡大により、市内どこかの学校で学級ないし学年閉鎖がなされているという日が続いている。本日も塩井小学校の2年生が今週末まで学級閉鎖の措置を講じており、詳細なデータは手元になく正確な数は報告できないが、これまで相当数の児童生徒が感染したと思われる。

適正規模・適正配置推進主幹 旧第五中学校区生徒の通学経路の件であるが、先ず、看板の件については、統合準備委員会の協議の中で、新たな通学経路となる道路を通行する自動車の運転手に向けて注意喚起したいということで、統合準備委員会の委員であった東部地区の方から「東部商和会の費用負担で看板を作成させてほしい。」とのお話をいただいたものである。それまでも地域の方や教員による立哨活動などの安全対策は考えていたが、地域の方からそのようなありがたいご提案をいただいたので、「行政で設置すべき」というご意見もあるかとは思うが、行政と共に地域で子ども達を守っていくというご厚意に甘えさせていただいたものである。また、新たな道路整備の説明会の件については、道路整備担当課に確認してみたいと思う。

教育長 道路整備担当課から通学路に関する具体的な協議や情報提供はなかったか。

適正規模・適正配置推進主幹 統合前、統合後においても特に情報提供はないので、担当課として想定される都市計画課に確認したい。

教育長 その他いかがか。なければ事務局から何かあるか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。